

令和2年7月豪雨により被災された皆様へ

精神障害者保健福祉手帳の有効期間延長について

令和2年7月豪雨災害が特定非常災害に指定され、災害救助法が適用される市町村の区域（以下「特定被災区域」という）内の居住者について、厚生労働省関係の一定の権利利益に関する満了日を、令和2年12月28日まで延長する特別措置が講じられました。

これにより、下記対象者について、申出を必要とせず、有効期間が令和2年12月28日まで延長されます。したがって、既に交付されている精神障害者保健福祉手帳の有効期間が令和2年7月3日から12月27日の間に満了する場合であっても、同年12月28日まではそのままご利用いただけます。

なお、有効期間の延長措置は、特別措置であるため、有効期限までに更新手続きができる場合は、通常どおり更新手続きを行うようお願いいたします。

記

1 本県の特定被災区域

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

2 延長措置の対象者

特定被災区域内に居住し、精神障害者保健福祉手帳の有効期間が令和2年7月3日～令和2年12月27日までの者